

第10号議案

宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則の一部
改正について

宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則（昭和32年宮城県教育委員会規則第11号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年3月25日提出

宮城県教育委員会教育長 伊東 昭代

宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則（昭和三十二年宮城県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、臨時的に任用される職員については、昇給を行わない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

（給料号俸に関する特例）

2 臨時的に任用される職員のうち、職務の級が一級に決定された者であつて、採用の日の属する年度の前年度の末日において六十歳以上であるものの初任給の号俸については、改正後の宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則の規定により得られる号俸が三十八号俸を超える場合には、当分の間、三十八号俸とする。

宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則（昭和三十二年宮城県教育委員会規則第十一号）新旧対照表

改正後	改正前	備考
<p>第一条～第四条 （略）</p> <p>（初任給の決定等）</p> <p>第五条 この規則に定めるもののほか、職員の初任給の決定及び給与については、単純労務職員の例による。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、臨時的に任用される職員については、昇給を行わない。</p>	<p>第一条～第四条 （略）</p> <p>（初任給の決定等）</p> <p>第五条 この規則に定めるもののほか、職員の初任給の決定及び給与については、単純労務職員の例による。</p>	<p>他の宮城県教育委員会に属する臨時職員と同様の取り扱いを行うもの</p>

宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則の 一部改正の概要

1 改正理由

庁務等を行う単純労務職員について欠員があった場合には臨時的任用により補充を行うこととしたため、当該臨時的任用職員の給与に係る規定を設けるための改正を行うもの。

2 改正内容

- 単純労務職員以外の臨時的任用職員との同様の取り扱いを以下のとおり行うための規定の整備
 - ・ 昇給に係る規定の適用除外
 - ・ 再任用職員との均衡を図るための60歳を超える臨時的任用職員に係る給料号俸の設定

3 施行年月日

令和2年4月1日